

千葉県業務継続計画

(震災編)

－本庁の部－

平成22年5月策定

令和6年1月修正

千葉県

防災危機管理部危機管理政策課

千葉県業務継続計画（震災編） 一本庁の部一

目次

第1章 千葉県業務継続計画(震災編)の基本的な考え方

- 1 業務継続計画 (Business Continuity Plan) の意義……………1
- 2 業務継続計画と地域防災計画の位置付け……………2
- 3 千葉県業務継続計画の目標……………3
- 4 千葉県業務継続計画の適用範囲……………3
- 5 千葉県業務継続計画策定の効果……………4

第2章 前提とする地震と被害想定

- 1 想定地震……………5
- 2 被害想定……………5

第3章 災害時優先業務と職員参集

- 1 災害時優先業務の選定……………10
 - 2 職員確保 (執務時間内の被災) ……11
 - 3 職員確保 (執務時間外での職員参集) ……12
 - 4 職務代行者の指定……………16
-
-

第4章 業務資源・環境

1	課題と県の取り組みに関する基本的な考え方	17
2	庁舎(執務室)	18
3	電力	19
4	情報通信1(災害時優先電話を含む固定電話)	21
5	情報通信2(防災行政無線)	22
6	情報通信3(各種業務システム等)	23
7	執務環境等1(エレベーター)	25
8	執務環境等2(什器等)	26
9	執務環境等3(食料・飲料水・トイレ等)	28

第5章 千葉県業務継続計画(震災編)の推進

1	職員の意識向上	30
2	継続的な改善・実効性の確保	30
3	市町村との連携	30

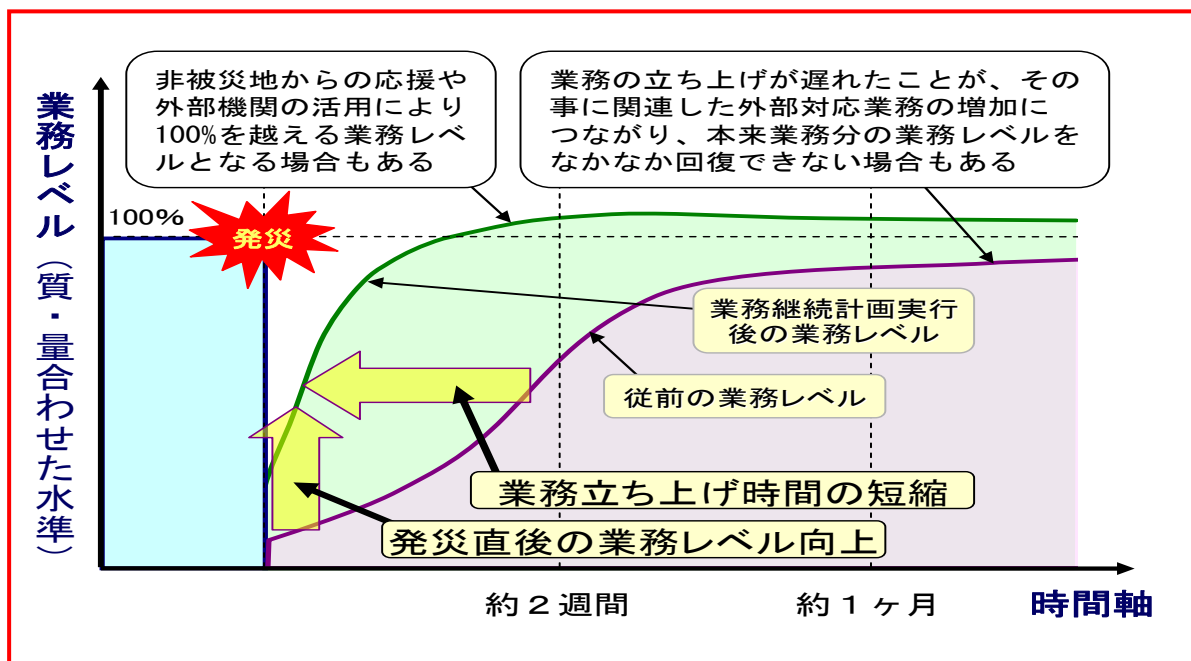
第1章 千葉県業務継続計画（震災編）の基本的な考え方

1 業務継続計画（Business Continuity Plan）の意義

業務継続計画とは、災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフレイン等）に制約がある状況下において、応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務（以下「災害時優先業務」という。）を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、図1-1に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上といった効果があり、より高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となります。

図1-1 業務継続計画導入による早期復旧のイメージ



2 業務継続計画と地域防災計画の位置付け

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策（災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策）に係る業務内容を定めるのに対し、業務継続計画は、災害時に人員等の資源が制約された状況下において、県が優先して実施する業務（応急対策業務、優先する通常業務・復旧業務）を定める計画です。

図1-2 業務継続計画と地域防災計画の概念図

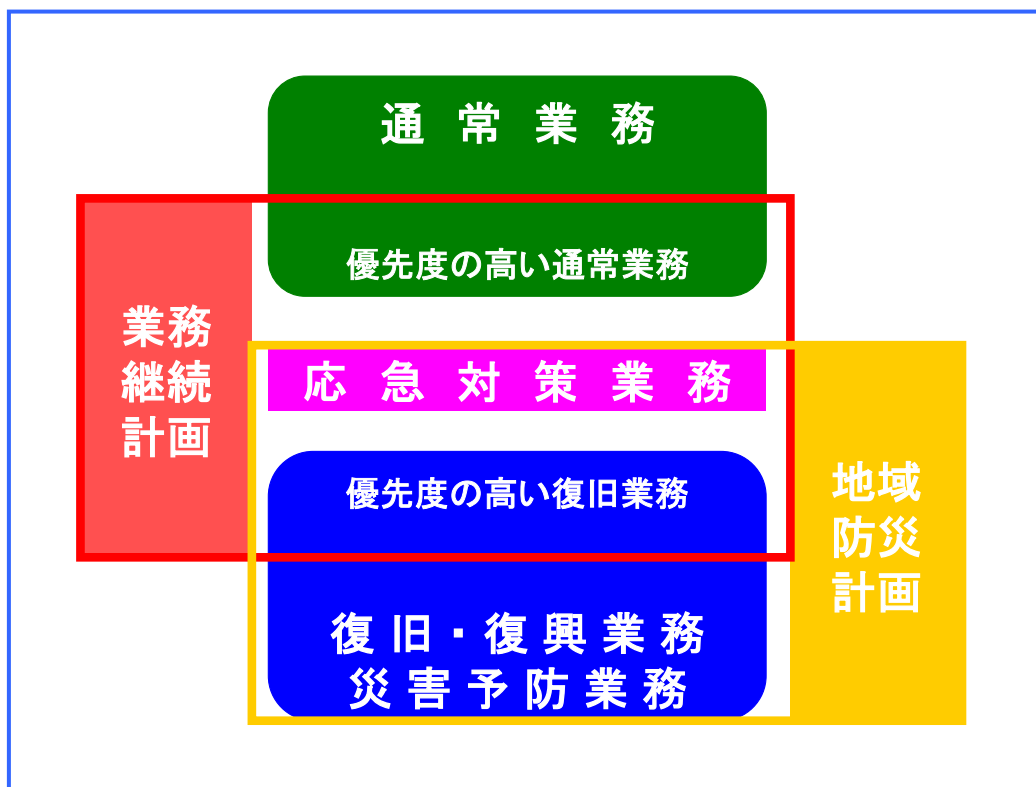


表 1 - 1 業務継続計画と地域防災計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体等の防災関係機関が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担を規定するための計画である。	地方公共団体や企業等が、発災時の限られた必要資源を基に、災害時優先業務を目標とする時間・期限までに実施できるようにするための計画である。
実施主体の被災	特に想定していない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	災害時優先業務（応急対策業務、優先度の高い復旧業務、優先度の高い通常業務）を対象とする。
業務開始目標時間	必要事項ではない。	災害時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。（必要資源を確保し、目標とする時間までに、災害時優先業務を開始・再開する。）

3 千葉県業務継続計画の目標

大地震が発生した場合においても県民の生命、身体及び財産を守り、県民生活や県内の経済活動への影響を最小限とすることを目標とします。

このため、災害時優先業務に必要とされる共通資源(ヒト、モノ、情報)を組織的に集中して投入し、県全体の最適な災害対応を図ります。

4 千葉県業務継続計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、「県庁における行政機能の業務継続」の中心的な役割を担う本庁（本庁舎、中庁舎、南庁舎、議会棟）に所在する各部局等とします。なお、出先機関については、「出先機関の部」を別に策定しています。

5 千葉県業務継続計画策定の効果

- (1) 災害発生時の業務遂行を円滑に行うための体制を構築することにより、千葉県全体の災害対応力を高めることが可能となります。
- (2) 市町村や民間企業などの業務継続計画策定の基礎となり、行政活動や企業活動の速やかな再開に寄与することとなります。
- (3) 幅広い災害被害を想定した業務継続計画を策定することにより、様々な事態への対応が可能となります。

第2章 前提とする地震と被害想定

1 想定地震

「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」で想定されている地震のうち、千葉県での被害が最も大きいと予想される千葉県北西部直下地震を想定します。

震源：千葉県北西部

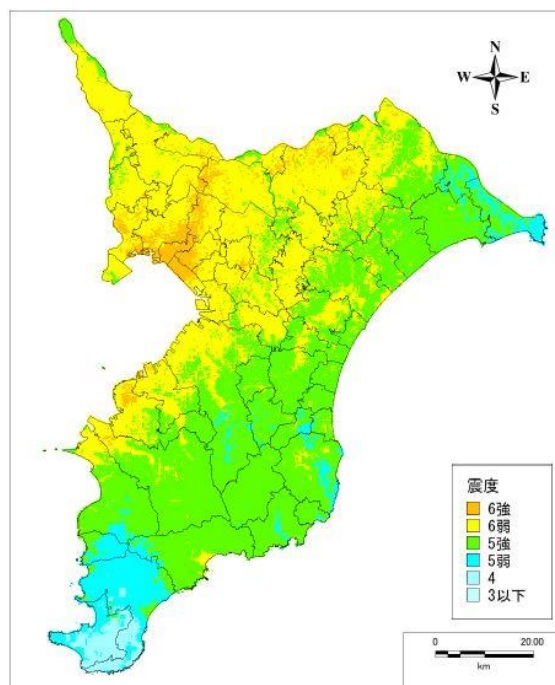
規模：マグニチュード7.3

2 被害想定

(1) 県内における震度分布

千葉県北西部直下地震における県内の震度分布は、図2-1のとおりとなっています。

図2-1 県内震度分布図



(2) 県内における被害状況

千葉県北西部直下地震において最大の被害が予測される冬の18時、風速8m/sのケースにおける県内の被害概要は表2-1のとおりです。

表2-1 県内において想定される被災状況

		千葉県全体	千葉市全体	千葉市中央区	
夜間人口 (人)		6,216,300	961,700	199,400	
昼間人口 (人)		5,300,700	932,200	283,300	
面積 (k m ²)		5,277	316	53	
震度別面積率	5弱以下	10%	0%	0%	
	5強	47.2%	12%	4%	
	6弱	38.6%	74%	92%	
	6強	4.2%	14%	4%	
建物棟数	計	2,056,600	220,700	53,400	
	木造	1,679,300	169,200	40,200	
	非木造	377,300	51,500	13,200	
原因別建物全壊棟数	計	81,200	14,800	2,300	
	揺れ	53,200	11,800	1,800	
	液状化	1,700	290	100	
	急傾斜地崩壊	150	20	—	
	火災	26,200	2,700	470	
揺れ・液状化建物全壊棟数	木造	50,000	10,900	1,600	
	非木造	4,800	1,200	210	
人的被害	死者	計 (人)	2,100	340	40
		建物被害	660	180	20
		火災	1,400	160	20
		急傾斜地崩壊	10	—	—

			千葉県全体	千葉市全体	千葉市中央区
		ブロック塀等の転倒・屋外落下物	30	10	－
負傷者	計(人)		25,100	4,250	1,280
	建物被害		17,590	2,400	580
	火災		2,360	290	60
	急傾斜地崩壊		10	－	－
	屋内収容物の移動・転倒等		4,010	1,390	570
	ブロック塀等の転倒・屋外落下物		1,120	210	30
うち 重傷者	計(人)		4,100	750	180
	建物被害		2,290	300	30
	火災		660	80	20
	急傾斜地崩壊		－	－	－
	屋内収容物の移動・転倒等		710	290	120
	ブロック塀等の転倒・屋外落下物		430	80	10
避難者(1日後)(人)			298,300	63,800	8,100
	うち、避難所以外での避難者		119,300	25,500	3,200
帰宅困難者(昼12時時点)(人)			736,400	158,400	65,100
エレベーター閉じ込め台数			2,500	630	240
自力脱出者困難者(人)			7,100	2,300	210
震災廃棄物(万t)			835	195	29

(3) 交通施設の被害状況

○道路施設の被害は、約 2,600 箇所、主として震度 6 弱以上地域を中心に、道路の陥没、高架部の桁ずれ・段差などが発生する。

○鉄道施設への影響は震度別に異なり、震度 4 以下のエリアでは被害は発生せず、一時停止の措置がとられたのち順次運転を再開する。震度 5 弱～5 強のエリアでは、点検及び軽微な補修の後、当日～翌日以降、1 週間程度にかけて徐々に運転を再開する。

震度 6 弱以上のエリアでは、架線や電気・信号設備等の被害、軌道変状や線路の閉塞、架線損傷がある場合、運転再開まで 1 日～1 週間を要する。

また、橋梁の亀裂・損傷、盛土・切土・トンネルの被害がある場合、運転再開までは 1 週間以上を要し、橋梁の落橋・倒壊等の深刻な被害があった場合は、さらに運転再開までの期間が長期化し、1 ヶ月以上を要する。

○県内の港湾は、強い揺れを受ける千葉港を中心に岸壁被害等が発生する。耐震バースには被害がなく発災後の活用が可能であるが、特に地震動の大きい千葉港では耐震化されていないバースの半分以上が使用不能になる。

(4) ライフラインの被害状況

○電力施設の被害予測(供給側設備の被災による停電)

ピーク時の電力需要に対し、約 5 割まで供給能力が低下し、約 5 割の需要家が停電。

○都市ガスの被害予測

全調定戸数 1,768,782 戸のうち、調定停止戸数は 478,919 戸(約 27%)。

○上水道の被害予測

全給水人口 6,197,600 人のうち、地震直後の断水人口は 2,612,200 人(約 42%)。

○下水道の被害予測

処理人口 4,509,500 人のうち、影響世帯数は、184,600 人(約 4%)。

出典：平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書

図 2-2 発生時刻別の主な被害想定

	朝5時	夕方18時
出火件数	<ul style="list-style-type: none"> 県民のほとんどが就寝中であり、冬の夕方 18 時と比較して出火件数は 2 分の 1 以下である 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、飲食店等で火気器具の利用が多い時間帯であり、出火件数が最も多い。
死傷者	<ul style="list-style-type: none"> 多くの人が就寝中に被災するため、建物倒壊等により夜間人口の死傷者が最大になる。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィスや繁華街、ターミナル駅では、帰宅や飲食等のため多数の人が滞留するとともに、建物倒壊等による昼間人口の死傷者数が最大になる。
帰宅困難者とエレベーター閉じ込めの発生	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道、道路利用者は少なく、帰宅困難者の発生はほとんどない。 エレベーターの閉じ込め被害も僅かである。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生する。 エレベーターの閉じ込めが県内全域にわたり発生する。
配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関等が始業前であり、非常配備態勢における人員配置に支障が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関等においては一定程度の人員が確保され、災害対策本部等が速やかに設置される。

第3章 災害時優先業務と職員参集

1 災害時優先業務の選定

(1) 災害時優先業務の評価基準

「災害時優先業務」とは、単に重要な業務であるか否かというのではなく、県民の生命や生活、社会経済活動等に及ぼす影響の大きさを評価基準として、災害発生時の限られた資源の中にあっても、他の業務に優先して継続、又は早期回復を実現しなければならない緊急性の高い業務であり、業務の評価基準は次の表3-1のとおりです。

本庁に所在する各部局等は、評価基準に基づいて、県民の生活や社会経済活動等への影響を評価した上で、災害時優先業務を選定します。

※ 災害時優先業務は、「応急・復旧業務」と「通常業務」に区別されますが、実災害時は区分に係わらず、状況に応じて必要な業務を実施します。

<資料：別冊資料集 1. 1 >

<資料：別冊資料集 1. 2 >

<資料：別冊資料集 3. 1 >

<資料：別冊資料集 4. 1 >

表3-1 業務の評価基準(優先業務)

(優先度の高い通常業務) 災害時優先業務 (応急・復旧業務)	A	発災後直ぐに業務着手しないと、県民の生命や生活、社会経済活動に重大な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、優先的に対策を講じることが必要な業務。
	B	発災後1日以内に業務に着手しないと、県民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。
	C	発災後3日以内に業務に着手しないと、県民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。
	D	発災後1週間以内に業務に着手しないと、県民の生命や生活、社会経済活動等に影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。
その他	E	発災後1週間は業務着手せず、応急・復旧対策に人員を優先することが望ましく、業務の中断が県民生活・社会経済活動に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務。

2 職員確保(執務時間内の被災)

千葉県北西部直下地震が発生した場合においても、本庁の各庁舎は、建物自体に甚大な被害が発生せず被災後の利用が可能であると予想されます。

什器等の転倒により本庁で勤務する職員の一部が負傷する可能性はありますが、大部分の職員は被災後も業務に従事が可能であると想定されます。

3 職員確保（執務時間外での職員参集）

（1）参集予測方法

執務時間外に大規模地震が発生した場合に、参集可能な職員数を時系列で把握するため、全職員が以下の条件で自宅から本庁までの実際の道のりをもとにして参集時間を算出します。

- ア 徒歩で参集することを想定し、時速3kmで所要時間を算出。
- イ 安否確認や身支度などの準備時間として30分を計上。
- ウ 参集距離が20km以上の職員は、公共交通機関が復旧するまで参集不可と想定（3日目から人数に計上）。
- エ 臨時参集職員（道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合、本庁又は最寄りの地域振興事務所に参集する職員）の参集を計上（2日目まで）。
- オ 本人・家族の被災や救援・救助などにより、参集が困難な職員の割合を、表3-2のとおり設定。
- カ 独自の参集方法を定めている部局は、各参集方法に基づき算出する。

表3-2 参集開始が困難な職員の割合

	～1日（24時間）	～2日（48時間）	～3日（72時間）	1週間
参集対象	参集距離20km以内の職員		全職員	
千葉県 (本想定)	30%：発災直後の負傷や混乱等		20%：発災直後の混乱等（交通機関の復旧も進む）	2%：本人の死亡・重傷等※

※：「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」によると、千葉市における死傷率（＝死者率＋負傷者率）は0.5%であるが、本計画ではより厳格な従前の数値（2%）とした。

なお、市町村長から災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に応援を求めることができ、都道府県知事等は正当な理由がない限り、応援を拒んではならないとされています（災害対策基本法第68条）。この応援に必要な要員については、災害が発生した場合、実際に参集した人数と災害時優先業務を実施するために必要な人数を勘案して充てることとします。

＜資料：別冊資料集 1. 3＞

(2) 課題

参集人数はあくまでも想定であり、実際に災害が発生した場合には、想定どおりの参集人数が確保できないことも予想されます。

また、対応が長期化、24時間対応をする場合には交代要員の確保が必要となります。

表3-3 (参考) 阪神・淡路大震災における各自治体の参集状況の概要

	1月17日 (18時間後)	1月18日 (42時間後)	1月19日 (66時間後)	1月20日 (90時間後)	1月25日 (210時間後)
神戸市	41%	約6割	約7割	約8割	約9割
芦屋市	42%	52%	60%	69%	—
西宮市	51%	66%	69%	78%	—

出典：「地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編」財団法人消防科学総合センター

(3) 対策

ア 災害発生時における職員参集率の一層の向上

- ・ 災害発生時に、職員が自らの職責を全うするためには、家族の安否確認と家族からの理解・協力が大変重要となります。

このため、災害用伝言ダイヤルサービス・伝言板の利用など、家族との連絡方法を事前に定めることを周知徹底します。

- ・ 職員参集方法として、災害時には自転車やバイクも有効な参集手段と考えられます。ただし、大規模災害時は平常時に比べ、道路の様子が大きく変わることがあるので、安全確保について職員に注意喚起を行います。

イ 防災危機管理部経験者の活用

災害発生時における初動体制を強化するため、前年度に防災危機管理部に在籍していた職員を災害対策本部事務局職員として活用します。

ウ 災害時優先業務の効率的な遂行

担当者以外の職員でも、災害時優先業務を円滑に実施できるようマニュアルを作成し、所属職員に周知します。

エ 職員の安否確認

職員の自宅の固定電話、電子メール、携帯電話、携帯メール等、複数の連絡方法を把握し、円滑な連絡体制を構築するとともに、県庁内ホームページの「安否確認」の利用や、携帯電話等が輻輳しても安否確認が可能となるよう災害用伝言ダイヤル等を用いた確認方法を職員に周知しています。

参考：「安否確認」

災害時における職員の状況や所属内における災害時の情報共有をリアルタイムで行えるよう、県庁内ホームページに整備したもの。

災害時における職員の安否確認は、所属長が職員の状況を把握する上で必要であり、ICTの活用により、毎年度作成している所属内の緊急連絡体制表の作成業務の軽減及びリアルタイムでの職員の安否状況の確認、災害情報等の伝達、所属内の災害時の対応状況の情報などについて、いつでもどこでもモバイル端末を用いて入手・報告可能な環境を整備することで、災害時における円滑な業務継続を図っている。

オ 部内、部局間での応援体制の推進

災害時優先業務に必要な人数が実際の参集人数で不足する課への部内他課又は他部局からの応援については、各所属の災害時優先業務の選定の際に事前に調整します。

なお、実際に災害が発生し、更に応援が必要となった場合には、災害対策本部会議において決定します。

カ 臨時参集職員の活用

災害時に本来の勤務地ではなく、本庁又は地域振興事務所に登庁した「臨時参集職員」について、以下の業務を実施するなど、活用を図ります。

- (1) 被災市町村からの情報収集等業務
- (2) 広域防災拠点の運営補助業務
- (3) 県防災備蓄倉庫の運営補助業務

参考：臨時参集職員の活用が考えられる業務**<被災市町村からの情報収集等業務>**

- ・被災市町村の状況の把握（被災状況、災害対策本部の取組、住民避難の状況、災害救助法適用の要否等）
- ・現地対策本部の設置準備等
- ・県災害対策本部および支部から提供される情報の提供
- ・支部及び市町村等との連絡調整
- ・災害対応に必要な指導・助言を適宜伝達

<広域防災拠点の運営補助業務>

- ・施設管理者に利用する部隊等の規模等の情報提供
- ・施設管理者に施設使用区域、利用可能施設を確認
- ・部隊等からの求めに応じ、施設管理者との施設利用に係る調整

<県防災備蓄倉庫の運営補助業務>

- ・物資・備品の応急整頓等
- ・物資払い出しの立ち会い補助
- ・物資の積み下ろし

4 職務代行者の指定

(1) 現状

平常時においては、知事、副知事、部局長、課長等に事故があるときの事務の代決者を千葉県事務決裁規程に定めています。

(2) 課題

知事をはじめとする責任者が不在の場合においても、業務遂行のための意思決定が行われるよう、権限の委任方法などを定める必要があります。

(3) 対策

○知事職務の代理者

知事が参集していない状況で、連絡も取れない場合は、あらかじめ定めた代理者のうち参集した上位の者が知事の職務を代理することとします。

(ア) 次に定める代理者で最初に参集した者が、まず知事の職務を代理します。

(イ) その後、職務を代理している代理者よりも順位が上位の代理者が参集した場合には、上位の代理者にそれまで実施した業務を引き継ぎ、参集した上位の代理者が知事の職務を代理します。

- ①副知事
- ②防災危機管理部長
- ③総務部長
- ④総合企画部長
- ⑤健康福祉部長
- ⑥環境生活部長
- ⑦商工労働部長
- ⑧農林水産部長
- ⑨県土整備部長

○副知事、部局長、課長等の権限の代理者

副知事、部局長、課長等については、千葉県事務決裁規程に準じて職務を代行します。

第4章 業務資源・環境

1 課題と県の取り組みに関する基本的な考え方

今後も県が業務継続を推進するため、共通資源（庁舎、電力、情報通信等）に関する課題を明確にし、検討することが重要になります。

なお、本章における課題への対策については、①予算措置の有無、②業務システム改善の実現性等の問題にはとらわれず、考えられる対策について、記述することとします。

2 庁舎（執務室）

（1）現状

本庁舎は建築基準法に定められた耐震基準より高い耐震性を有するよう設計しており、また、中庁舎等についても耐震補強工事を実施し、十分な耐震性を確保しています。

（2）課題

本庁は耐震性能があり、発災後の利用は可能であると想定していますが、周辺の火災等により使用できなくなることも想定されます。

（3）対策

本庁が使用できない場合に、災害対策本部業務に不可欠な防災行政無線及び防災情報システムを備えている地域振興事務所の庁舎を代替施設とすることとし、耐震性、津波・液状化のリスク、本庁からの距離など総合的に評価し、印旛地域振興事務所を第1候補、東葛飾地域振興事務所及び長生地域振興事務所を第2候補とします。

<資料：別冊資料集 1. 4 >

3 電力

(1) 現状

停電した場合、2日分の備蓄燃料を利用して非常用発電機による電力の確保が可能です。

非常用発電機から電力が供給されるコンセントは、濃茶色で色づけされています。停電時には通常のコンセントは使用できないので、各課のパソコン、コピー機などはここから電力が供給されます。(図4-1)

なお、中庁舎6階防災危機管理センターについては、停電した場合、3日分の備蓄燃料を有し、専用の非常用発電機から電力が供給されます。

図4-1 非常用発電機から電力供給を受けるコンセント
注)コンセント部分が濃茶色のものが停電時に
非常用発電機から電力供給を受ける。



(例：中庁舎)

(2) 課題

- ア 非常用発電機の供給範囲は、消防用設備、非常照明、非常コンセント、非常用エレベーター等に限定されます。非常時は、通常の照明の30%程度、パソコン（庁内LAN含む。）は各課20台程度、コピー機（FAX機能付）は1台程度に制限されます。
- イ 3日間以上、停電した場合の電力確保が困難です。

(3) 対策

- ア 各所属は職員に非常用電源の場所を周知するとともに、限られた電力で効率的な業務を執行するため、照明、パソコン、コピー機等の使用方法の検討を行います。
- イ 県、千葉県石油商業組合及び千葉県石油協同組合との3者間で「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しており、燃料の優先供給を受ける体制を整備しています。

また、県が燃料供給要請を行った際に石油元売会社が円滑に対応できるように、石油連盟と「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結しています。
- ウ 非常用電源の更新時期をとらえ、容量増について検討します。

<資料：別冊資料集 1. 5 >

<資料：別冊資料集 1. 6 >

4 情報通信1 (災害時優先電話を含む固定電話)

(1) 現状

固定電話機は、音声用・FAX用回線の他に輻輳の影響を受けにくい災害時優先電話や公衆電話を設置しています。

また、設備については、主装置を設置する際にアンカーで固定し転倒防止の耐震処理を施しています。

(2) 課題

ア 電話については、発災1週間程度は輻輳により繋がりにくい状況が発生し、特に発災直後は安否確認等がピークとなるため、一般電話は非常につながりにくくなると想定されます。

イ 災害時に通信事業者から優先復旧や衛星通信移動無線車の優先派遣を受ける必要があります。

(3) 対策

ア 災害時優先電話について、電力事業者と協議し増設しているところであり、引き続き、必要となる回線数の確保の検討を行います。

また、災害時優先電話の利用ルール（発信のみが優先扱いになる。緊急時には発信用として使用する。）を職員に周知し、災害時にも徹底します。

イ 災害時においては通信事業者に優先復旧を要請するとともに、平素から衛星通信移動無線車の派遣などの具体的な手続き等を事業者と確認します。

<資料：別冊資料集 1. 7 >

5 情報通信2 (防災行政無線)

(1) 現状

県では、本庁、出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関等を結ぶ防災行政無線設備を整備しており、これにより関係機関相互で防災電話・防災FAXを利用できるようになっています。

このほか、災害現地に出向いて通信が可能な移動系無線を整備しています。さらに、現地で衛星回線による通信を確保するため、可搬型地球局と現地での映像配信も可能な衛星通信車を整備しているほか、各地域振興事務所に衛星携帯電話を整備しています。

また、本庁に設置されている統制局については地震による無線設備等の転倒防止のため耐震処置を実施するとともに、防災行政無線専用の非常用発電機の設置により、停電発生時においても、最大で70時間程度の利用が可能です。

なお、防災行政無線については、関係団体に対し、災害時の利用方法に関する説明会を開催するなど、その周知・理解に関する取組みを行っています。

(2) 課題

非常用発電機は、防災行政無線専用の燃料タンクにより約70時間の運転が可能ですが、さらに長期化した場合は燃料の確保が必要となります。

(3) 対策

防災行政無線専用の非常用発電機の燃料の供給について、防災行政無線専用の燃料タンクは、本庁舎等の非常用発電機の燃料タンクにも接続されており、70時間を超えた場合であっても引き続き運転可能となっています。

<資料：別冊資料集 1. 8 >

<資料：別冊資料集 1. 9 >

<資料：別冊資料集 1. 10 >

6 情報通信3 (各種業務システム等)

(1) 現状

各種業務システムは安定稼働を目指しており、たとえ停止したとしても、できるだけ早急に復旧させるようにしています。特に、本庁のサーバ室については、次の対策を講じています。

ア 地震発生時の安全対策として、床を免震構造（設計能力上 1000gal の加速度を 200gal 程度まで抑制可能）とし、機器の転倒等を防止しています。

イ 火災対策として、煙を検知できる高感度煙センサー及び窒素ガスによる自動消火装置を設置しています。

ウ 電源確保対策として、停電時には、それぞれの庁舎の非常用発電機から電力を供給するとともに、非常用発電機が稼働するまでの間に必要な電力を供給するための無停電電源装置（UPS）を設置しています。

(2) 課題

ア 災害時の対応マニュアルである「業務継続のための基礎的対策計画」の実効性を高める必要があります。

イ サーバ等が緊急停止した場合においては、再起動する際に、専門業者による点検が必要になります。

ウ 非常用発電機による電力供給時には、優先度の高いシステムを確実に稼働させる必要があります。

エ 現在、データのバックアップを庁内サーバで実施するとともに、より重要なデータについては記録媒体により外部遠隔地で保管していますが、大災害時にはサーバの損傷により、データが復旧できないことも考えられます。

オ 災害対応業務や各種証明書発行業務などを遂行するため、重要な業務システム等については、災害発生後72時間を目安にした初動業務として位置付け、稼働させる必要があります。

(3) 対策

ア システム毎に机上訓練を実施することにより、「業務継続のための基礎的対策計画」をより実践的なものにしていきます。

イ 再起動するまでの停止時間を最小限にするため、サーバが緊急停止した場合、保守業者に自動で通報されるなど、迅速な対応が行えるよう連絡体制を整えています。

ウ 非常用発電機からの給電時には、稼働させる業務システムを優先度の高いシステムに絞り込む縮退運転を実施しています。

エ サーバ室を免震床で整備することにより、サーバが損傷しないようにしていきます。

併せて、機器を多重化することにより、万が一、損傷が発生した場合においても、継続して業務が可能となるよう対策をしています。

オ 災害発生後72時間以内に稼働させる必要がある重要な業務システム等は、「業務継続のための基礎的対策計画」において、被災時の初動対応を定めています。

<資料：別冊資料集 1. 11>

7 執務環境等1 (エレベーター)

(1) 現状

震度6強の地震が発生した場合、発災直後に全てのエレベーター(20台)が停止します。このため、発災後当面はエレベーターの利用は困難となります。

(2) 課題

ア 発災直後にはエレベーターの閉じ込めが発生する可能性もあります。

イ 本庁舎等では、別階への移動や食料及びコピー用紙等の物資関係での搬送、トイレが利用できない場合の庁舎外への移動等において、階段を利用して庁舎内を移動することとなり、高層階を中心に大変な不便を強いられることとなります。

(3) 対策

ア 発災後、閉じ込めが発生した場合は、保守業者への依頼と同時に、消防等に救助を要請します。

イ 災害時において直ちに優先復旧の要請ができるよう、平素から保守業者などと具体的な手続き等を確認します。

<資料：別冊資料集 1. 12>

8 執務環境等2（什器等）

（1）現状

什器の固定等に関する地震対策の現況は次のとおりです。

- ・ ロッカー等は転倒防止対策を実施している。
- ・ 本庁舎の外壁は、ガラスを壁面とするカーテンウォールとなっており、関東大震災と同程度の規模の地震であれば、各部材ごとに変位することにより、ガラスが割れることや落下するおそれは小さいと思われる。
- ・ 中庁舎、南庁舎、議会棟等の窓ガラスには、飛散防止フィルムが貼付されている。このフィルムには、粘着性があるため窓ガラスが割れた場合であっても飛散することは考えにくい。
- ・ 執務室の出入り口周辺やロッカーの上等における重量物の放置等はしないように周知が行われている。

（2）課題

什器等の転倒防止対策は行っていますが、地震により什器等が転倒する可能性が完全になくなったわけではありません。このため、転倒による負傷の危険があるほか、什器等の復旧等に時間を要し、業務の着手が遅延する可能性があります。

（3）対策

庁舎内の安全を確保するため、必要な機器類の備蓄を充実します。

表4-1 (参考) 阪神・淡路大震災におけるオフィス家具等の被害状況

被害対象	被害状況
オフィス家具の 転倒	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス家具の平均転倒率は、震度7で約74%、震度6強で約61%、震度6弱で約48%である。(ただし、当時の阪神地域の事業所における転倒防止対策実施率は8.6%) ・阪神・淡路大震災におけるロッカー等備品類の転倒状況についての自由回答を見ると、「本棚」、「冷蔵庫」、「テレビ台」、「タンス」、「ロッカー」等のうち、固定式などの造り付けのものやキャスター付きのもの以外は多くが転倒し、転倒しなかった場合でも、大きく移動したり、中身が散乱し足の踏み場がない状況が発生したりしたケースが多い。
重量物の転倒・ 落下	重量物（テレビ・パソコン・電子レンジ等）の平均転倒・落下率は、震度7で約65%、震度6強で約52%、震度6弱で約38%である。
ガラスの散乱	室内ガラス類の平均落下散乱率は、震度7で約66%、震度6強で約56%、震度6弱で約40%である。
ドアの開閉困難	ドアの開閉困難状況の平均ドア開閉困難率は、震度7で約31%、震度6強で約24%、震度6弱で約13%である。

出典：「地震発生時における人命危険要因の解明と対策」（火災予防審議会・東京消防庁）
平成11年3月に実施したアンケートの個票分析結果〔東京消防庁〕

9 執務環境等3 (食料・飲料水・トイレ等)

(1) 現状

発災後の業務遂行に必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資を備蓄しています。

ア 食料については、本庁職員分としてアルファ化米などを備蓄しているところ
ろです。

イ 飲料水については、トイレと併せ、貯水槽の水の利用により約 1.4 日分の水
が確保できると見込んでいます。また、食料と同様に、500ml ペットボトルを
備蓄しているところ
ろです。

ウ トイレについては、本庁内の水槽の水を利用した水洗トイレの利用や職員用
に備蓄された簡易トイレの利用により、断水した場合でも約 4.4 日間（飲料水
と併せ、貯水槽の水（約 1.4 日分）、職員用に備蓄されている簡易トイレ（3
日分））はトイレの確保が可能であると想定されます。

エ コピー用紙などの共通消耗品は、各所属が必要に応じて発注を行い、保管して
います。

オ 毛布については備蓄をしていません。

(2) 課題

ア 食料および飲料水は、発災から 3 日を超えると不足が見込まれます。

イ 公共下水道等に支障がある場合には水洗トイレが利用できなくなることが
想定されます。

ウ コピー用紙などの共通消耗品は、災害時に不足する可能性があります。

エ 災害時優先業務が 24 時間に及ぶ場合、仮眠・休憩のため毛布等が必要です。

(3) 対策

ア 発災から3日を超える場合に備え、職員各自が、自宅や職場において、食料、飲料水の備蓄に努めるよう周知徹底します。

イ トイレは、貯水槽及び中庁舎駐車場に設置してある防災用井戸からトイレ用水を確保します。

また、既存の便器に装着して使用する携帯トイレを、1人当たり1日5回分を3日分備蓄しています。

ウ コピー用紙などの共通消耗品は、各所属において必要量を保管するとともに、常時保管量を確認します。

エ 毛布について、必要に応じ各所属において備蓄に努めます。

※ 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）」によれば、1人1日当たりし尿排泄回数は平均5回程度となっている。

<資料：別冊資料集 1. 13>

<資料：別冊資料集 1. 14>

第5章 千葉県業務継続計画（震災編）の推進

1 職員の意識向上

千葉県業務継続計画（震災編）に基づき、災害時優先業務を効果的に遂行するためには、全職員が「業務継続の重要性」を共通認識とすることが重要になります。

このため、庁内ホームページに「千葉県業務継続計画(震災編)」を掲載し、その内容を全職員に周知するとともに、危機管理週間（4月下旬）において、各所属で人事異動に伴う職員の参集予測の見直しや転入職員に対する災害時優先業務の周知を行うなど、職員の意識の向上を図ります。

2 継続的な改善・実効性の確保

業務継続計画が災害時に有効に機能するよう、各所属において

- 担当職員以外でも円滑に業務を実施できるよう、災害時優先業務のマニュアルの作成や見直しを行います。
- 災害時優先業務と共通資源（ヒト、モノ、情報等）の配分について、日頃から点検を行い、特に危機管理月間において、一層の推進を図るなど、継続的に計画の改善を行います。
- 各所属は、毎年度、人事異動をもとに職員の参集予測を行い、災害発生後1時間から1週間までの経過時間ごとの参集状況にあわせて、災害時優先業務に従事する人数を整理します。

＜資料：別冊資料集 4. 1＞

3 市町村との連携

市町村は、住民に対し、より身近な行政サービスを提供しており、県と市町村の両者が業務継続や早期復旧を果たして、はじめて本来の行政サービスを提供することができます。

このため、業務継続計画策定に関する情報提供や助言を行い、市町村の業務継続計画の策定、内容の充実及び職員に対する教育、訓練等の実施を引き続き支援します。

千葉県業務継続計画（震災編）一本庁の部一の修正履歴

修正年月	修正等概要
平成22年5月	千葉県業務継続計画の策定
平成25年1月	一部修正（災害時優先業務の精査、職員参集予測の見直し、知事の職務代理、代替施設、部内・部局間の応援体制を明記）
平成29年3月	一部修正（職員参集予測の見直し、臨時参集職員の活用を明記）
令和6年1月	一部修正（災害時における対策の進展状況や現行計画策定後の状況変化を反映、別冊資料集の作成）